

安心の保険料で、日々の暮らしに安心を。

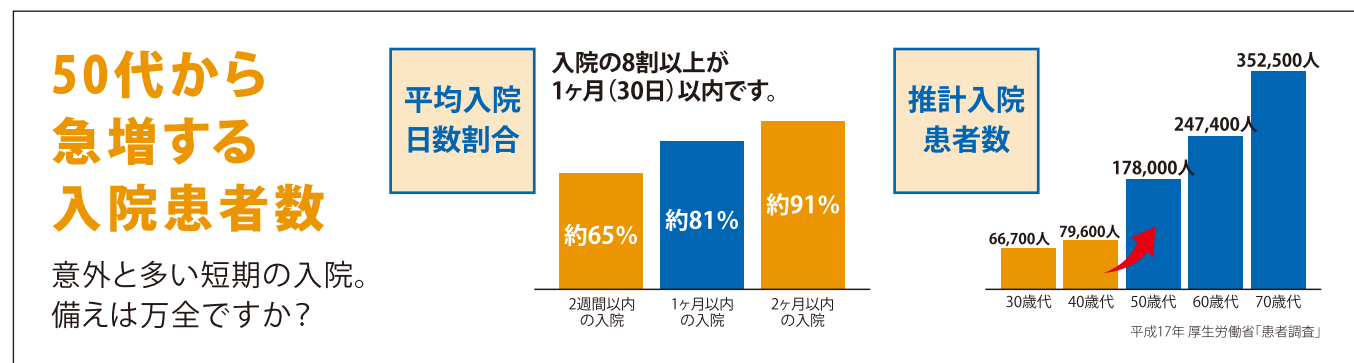
月払保険料例	女 性				男 性			
	満年齢	入院給付金 日額	上限支払 日数 (1入院につき)	通算支払 限度金額	満年齢	入院給付金 日額	上限支払 日数 (1入院につき)	通算支払 限度金額
1,400円	50歳以上 54歳	10,000円	80日	800,000円	50歳以上 54歳	6,950円	80日	800,000円
保険料はたった 100円UPのみ! 1,500円	55歳以上 59歳	8,500円	80日	800,000円	55歳以上 59歳	5,660円	80日	800,000円
	60歳以上 64歳	7,100円	60日	800,000円	60歳以上 64歳	4,550円	60日	800,000円
	65歳以上 69歳	4,940円	60日	800,000円	65歳以上 69歳	3,330円	60日	599,400円
	70歳以上 74歳	4,310円	30日	387,000円	70歳以上 74歳	2,980円	30日	268,200円
	75歳以上 79歳	2,980円	30日	268,200円	75歳以上 79歳	2,210円	30日	198,900円
	80歳以上 84歳	2,120円	30日	190,800円	80歳以上 84歳	1,690円	30日	152,100円
	85歳以上 89歳	1,590円	30日	143,100円	85歳以上 89歳	1,310円	30日	117,900円

※被保険者の年齢および性別により、入院給付金日額、上限支払日数および通算支払限度金額が異なります。
※保険期間を通じた支払限度は、上記に定める通算支払限度金額までとします。
※通算支払限度金額に到達した場合は、通算支払限度金額に到達した日の翌日に保険契約は消滅します。

告知書の内容によりましては、保険契約をお引き受け出来ないケースもございます。

給付金支払い実績が通算4億5千万円を超えました。
多くの方のお役立ちになっています。

50歳を超えてから加入すると、保険料が高額となる他社医療保険が多い中で、
月々1500円という手軽な保険料で入れる「50歳からの入院保険」は、
お陰様で2009年の発売以来、順調に加入者数を伸ばしています。



※故意または重大な過失による入院、その他免責事由に該当するなどの理由により、お支払いができない場合があります。(詳細は裏面の「重要事項説明書」および「約款」をご覧ください。)
※入院給付金の受取人は、被保険者本人となります。
※同一の支払事由による2回以上の入院をしたときは、1回の入院とみなし、上限支払日数(1回の入院につき)を支払限度としてお支払いします。ただし、給付金のお支払いをした最終の入院の退院日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、その入院を開始した日から、上限支払日数を支払限度としてお支払いします。

少額短期保険について

1 保険業法の規制対象なので安心です

2006年の保険業法改正で認められた新形態の保険会社です。
これまでにない新しいタイプの保険商品が誕生しました。

2 1年毎の見直しが可能です

定期保険は1年毎に更新を行うため、
その時の生活環境に合わせて上手にご活用ください。

3 加入しやすいミニ保険

保険料負担を最小限に抑えていますので、一般の生命保険や
損害保険に比べて加入しやすい条件になっています。

4 中高齢者にやさしい保険を目指しました

未永く続けていただきたいので、
毎月の保険料を最小限に抑えています。

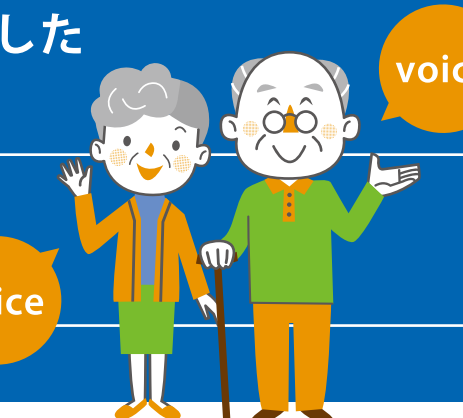
5 互助会会員のお客様の声から 生まれた保険です



計画的



例 月々1,400円の保険料で
10,000円の入院給付金(日額)が
受け取れます
(女性 50~54歳の場合)



voice

voice

ご注意下さい

■契約締結時における担当者の役割について

担当者(弊社所属の少額短期保険募集人)は、契約締結の媒介をさせて
いただく者であり、契約締結の代理権、告知の受領権を有しません。
従いまして、担当者に口頭で告知内容を告げたとしても、告知したこ
とになりません。お申込み頂いたご契約は、弊社がお引き受けするこ
とに決定(承諾)し、第1回保険料が口座振替により払い込まれた月の
27日に有効に成立します。

■責任開始時及び保険期間

お申込みいただいたご契約を、弊社がお引受けすることに決定(承諾)
した場合は、第1回保険料が口座振替により払い込まれた月の27日
(責任開始時)から保険契約上の責任を負います。保険期間は、責任開
始時(保険契約が更新された場合は、更新後の保険契約の責任開始時
とします。)から起算して1年となります。(保険期間)

■ご契約の更新について

・更新到来時期は、責任開始時から起算して1年が経過した時点です。
更新日において満89歳以下であれば保険契約の更新が可能です。
・弊社は、この保険契約を更新する場合には、この保険契約の保険期
間満了日の2か月前までに、保険料及び保険金額を記載した更新案
内書を送付します。
・弊社が、更新案内書を送付した場合には、保険期間満了日までに保
険契約者より保険契約の更新を求めない旨の意思表示がない限り、
被保険者の健康状態に関する告知を求めず、保険契約を更新します。
・弊社は、更新後の保険契約の第1回保険料を受け取った場合、3週間
以内に保険契約継続証を交付します。この場合、この保険契約の締
結の際に交付された保険証券とこの保険契約継続証をあわせて、新
たな保険証券とみなします。

■解約返戻金

本保険商品については、解約返戻金はありません。

募集代理店

引受少額短期保険会社

登録番号 近畿財務局長(少額短期保険)第8号
SSIきみどり株式会社
(旧 エスエスアイ富士薬株式会社)
〒570-0028 大阪府守口市本町2-5-18 守口Oビル7階
TEL.06-6967-8115 FAX.06-6996-0077
<https://www.ssi-k.com>

SSIきみどり 検索

0120-99-8349

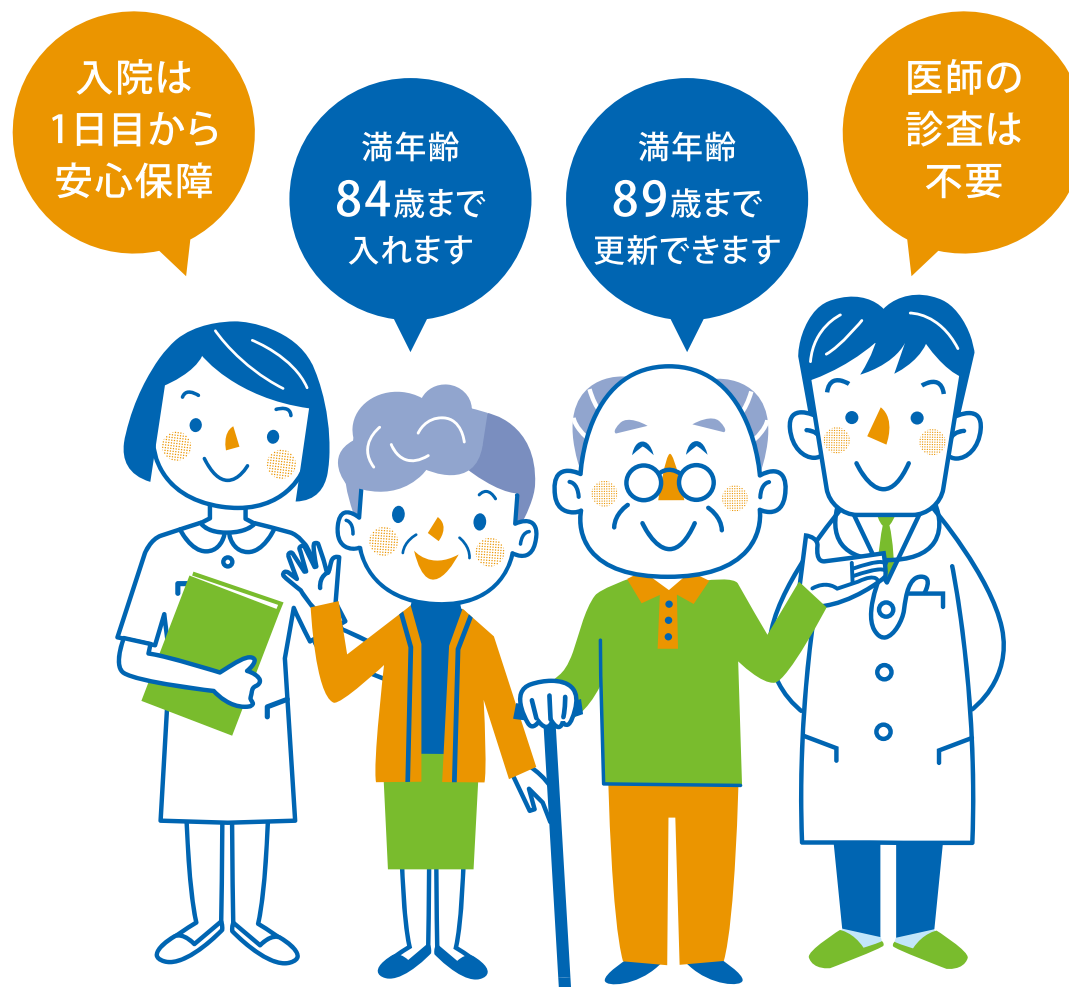
ご質問・ご相談など、お気軽にお電話ください

No.G163481001 2021.08.25.5,000図

入院保障に目的をしぼることで月々の保険料を安くした
新しいタイプの入院保険

50歳からの入院保険

Hospitalization Insurance over 50 years old



50歳女性なら/
月々の保険料は1,400円 | 入院給付金は1日あたり10,000円

登録番号 近畿財務局長(少額短期保険)第8号
SSIきみどり株式会社
(旧 エスエスアイ富士薬株式会社)

おまもり代わりの入院保険。
お手頃な保険料で入院に備えたい…

50歳からの入院保険 で実感できる5つの安心

わかりやすく手軽な入院保険として、
プラスαの安心を確保したいという方にもピッタリです。

安心1

病気・けがなど
による入院を
**日帰り入院
から保障**
1入院につき
最高80日まで
保障します

安心2

満50歳から満54歳
までの保険料は
**月額
1,400円**
満55歳からの保険料は
月額1,500円

安心3

医師の診査は
いりません
**簡単な
告知書**
により
お申し込み
できます

安心4

**満50歳から
満84歳まで**
の方がお申込み
いただけます
**満89歳まで更新
できます**

安心5

入院給付金
のお支払は
**5営業日
以内**
のスピード支払です
※書類に不備があった場合は
お時間を頂くことがあります。

登録番号 近畿財務局長(少額短期保険)第8号
SSIきみどり株式会社
(旧 エスエスアイ富士薬株式会社)

50歳からの入院保険

よくあるご質問

Q&A



Q1 保険料や給付金日額・上限支払日数（1回の入院につき）・支払限度金額は、ずっと変わらないの？

保険料は満55歳〜満89歳まで、月々1,500円でずっと変わりません。
(満50歳〜満54歳までは、月々1,400円でず)

給付金日額・上限支払日数（1回の入院につき）・通算支払限度金額は5歳ごとの更新時に変わります。
◆たとえば、満65歳の女性の方の場合、
入院給付金日額は4,940円、1回の入院について支払われる上限支払日数は60日、1年間に支払われる通算の支払限度金額は800,000円迄で、毎年更新を続けても、満69歳までの保障内容は変わりません。満70歳の更新後は、入院給付金日額が4,310円、1回の入院について支払われる上限支払日数は30日、年間に支払われる通算の支払限度金額は387,000円迄に変わります。

Q2 上限支払日数（1回の入院につき）って、どういうこと？

同一のケガや疾病によって2回以上の入院をした時は、1回の入院とみなし、
通算して定められた上限支払日数を支払限度としてお支払いします。
※ただし、給付金のお支払いをした最終の入院の退院日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなして、その入院を開始した日から、上限支払日数を支払限度としてお支払いします。

Q3 通算支払限度金額って、どういうこと？

通算してお支払いできる入院給付金の上限を支払限度金額といいます。
支払われた入院給付金が通算支払限度金額を超えすと、残りの保険期間の契約が消滅します。

Q4 保障される入院給付額が少ないのでは？

月々の保険料と給付金額とのバランスでお考えください。
1,500円の掛捨て保険料を5年間払い続けても、支払い保険料の総額は90,000円です。
◆仮に79歳の女性が、30日間入院した場合を想定しますと、2,980円（日額）×30日＝89,400円の入院給付金額が支払われます。月額1,500円の掛捨て保険料の約5年分に相当する金額が、1ヶ月の入院給付金として買える計算になります。さらに、保険期間（1年間）に別の支払事由による入院をされた場合には、通算して268,200円を支払限度として、入院給付金が支払われます。

Q5 持病があって、薬を飲んでいても加入できる？

最近1年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けられている場合は、保険契約のお引き受けが難しいケースもございます。
告知書では、過去1年以内に病気やケガで連続7日以上入院か、同じ病気やケガなどで20回以上の通院治療を受けたかどうかをお尋ねしています。また、慢性疾患のため、医師から治療をすすめられたり、慢性疾患が治ってから5年以上の場合は、告知書の記入は「いいえ」となります。
また、手術を受け、治ってから1年以上の場合も、告知書の記入は「いいえ」となり、該当しません。
※慢性疾患とは、①悪性腫瘍 ②消化器疾患 ③循環器疾患 ④呼吸器疾患 ⑤神経・筋疾患 ⑥腎・尿路疾患 ⑦代謝・内分泌疾患 ⑧精神疾患 ⑨運動器疾患 ⑩血液疾患 ⑪アレルギー性疾患および膠原病 ⑫耳鼻咽喉および眼疾患 ⑬女性性器疾患 以上13項目をいいます。

持病の悪化による入院については保障されません。
保険加入が承認されても、責任開始日（第一回保険料引落日）より前に発症していた病気や被ったケガを原因とする入院については、その入院が保険期間中であっても入院給付金をお支払いできません。

重要事項説明書《契約概要》

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください。記載している事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をよく確認し、ご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。

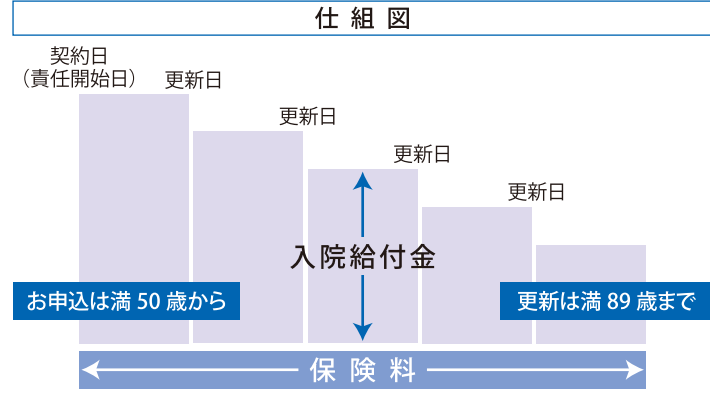
契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 商品の仕組みについて

保険の種類	医療保険
保険商品の名称	50歳からの入院保険
保険の特徴	病気やケガによる所定の入院の保障を確保できる商品です。

2. 保険期間について

保険期間は、契約日（責任開始日）から1年間です。
契約日における満年齢が50歳から84歳までの方が被保険者（保険の対象となる方）となることができます。
更新日の被保険者の満年齢が89歳まで更新ができます。



※入院給付金日額等は、更新日の被保険者の満年齢が55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳となる更新のとき変更されます。
※入院給付金日額の詳細については、「5. お引受条件について」をご覧ください。
※保険料は、更新日の被保険者の満年齢にかかわらず、満55歳から満89歳まで変わりません。
※保険料の詳細については、「6. 保険料に関する事項」をご覧ください。

3. 付加できる特約について

お申込みいただくご契約は、付加できる特約がないタイプの保険です。

4. 保障の内容について

入院給付金をお支払する場合（お支払事由）

被保険者が、責任開始日以降に被った「傷害（ケガ）」や発病した「疾病（病気）」を直接の原因として、保険期間中に医師による治療を目的として入院をした場合には、入院給付金をお支払します。

- お支払する入院給付金は、被保険者の性別および契約日（更新後のご契約においては更新日）の満年齢別に区分された「入院給付金日額」、「上限支払日数（1入院につき）」および「通算支払限度額」に応じてお支払します。
- 入院給付金のお支払限度額は、1入院につき、「上限支払日数」を限度として、入院初日から退院日までの入院日数に入院給付金日額を乗じた額を、お支払します。また、保険期間を通じたお支払額は、保険証券に記載された通算支払限度金額を限度とします。
- 通算支払限度金額に到達した場合には、到達した日の翌日にご契約は消滅します。

入院給付金をお支払できない場合（給付に際しての制限事項）

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によってお支払事由が発生したとき。
- 被保険者の精神障害、または泥酔の状態を原因とする事故によってお支払事由が発生したとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に

- 生じた事故によってお支払事由が発生したとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によってお支払事由が発生したとき。
- 被保険者の薬物依存によってお支払事由が発生したとき。
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰痛で他覚症状のないものによってお支払事由が発生したとき。
- 地震、噴火または津波によってお支払事由が発生したとき。
- 戦争その他の変乱によってお支払事由が発生したとき。

5. お引き受け条件について

満年齢別に区分された男女のお引き受け条件は、次のとおりです。

男性のご契約例				
満年齢	入院給付金日額	上限支払日数 (1入院につき)	通算支払限度金額	
50歳～54歳	6,950円	80日	800,000円	
55歳～59歳	5,660円	80日	800,000円	
60歳～64歳	4,550円	60日	800,000円	
65歳～69歳	3,330円	60日	599,400円	
70歳～74歳	2,980円	30日	268,200円	
75歳～79歳	2,210円	30日	198,900円	
80歳～84歳	1,690円	30日	152,100円	
85歳～89歳	1,310円	30日	117,900円	

女性のご契約例			
満年齢	入院給付金日額	上限支払日数 (1入院につき)	通算支払限度金額
50歳～54歳	10,000円	80日	800,000円
55歳～59歳	8,500円	80日	800,000円
60歳～64歳	7,100円	60日	800,000円
65歳～69歳	4,940円	60日	800,000円
70歳～74歳	4,310円	30日	387,000円
75歳～79歳	2,980円	30日	268,200円
80歳～84歳	2,120円	30日	190,800円
85歳～89歳	1,590円	30日	143,100円

- お引受できる口数は、被保険者1名につき1口です。
- お申込は、満84歳までです。
満85歳以上は、更新のみのお引受を致します。
- 保険期間中において、この保険の収支状況が予定したものよりも著しく悪化した場合には、当社が定めるところにより、入院給付金の削減をすることがあります。

6. 保険料について

責任開始日（更新日）の満年齢	性別	月額保険料
50歳〜54歳	男・女	1,400円
55歳〜89歳	男・女	1,500円

※保険料の割増・割引は、ありません。
※保険期間中において、この保険の収支状況が予定したものよりも著しく悪化した場合には、当社の定めるところにより、保険料の増額をすることがあります。

7. 保険料のお支払について

保険料のお支払は、月払です。
保険料のお支払経路は、口座振替です。
保険料のお支払期間は、1年間です。

8. 配当金について

お申込みいただくご契約は、配当金がないタイプの保険です。

9. 解約返戻金について

お申込みいただくご契約は、解約返戻金がないタイプの保険です。

重要事項説明書《注意喚起情報》

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して、特にご注意ください。記載している事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をよく確認し、ご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. クーリング・オフについて

お申込みいただくご契約は、クーリング・オフの対象とならないタイプの保険です。

2. 告知義務等の内容について

- ご契約にあたっては、お客様には健康状態等について告知をしていただく義務があります。この保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方が無条件にご契約されずと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）・現在の健康状態について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。
- 告知受領権は、当社（当社所定の書面「告知書」）が有しています。少額短期保険募集人には告知受領権がありませんから、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 当社の確認担当職員が、ご契約のお申込後または入院給付金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者のおからだの状態すなわち入院給付金のお支払が発生するリスクに応じたお引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては、お引受することがあります。
- 傷病歴・通院事実を告知された場合には、追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- ご契約のお引き受けについて、告知の内容や追加の詳しい告知の結果から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

1.	ご契約をお引受させていただく
2.	持病の悪化は保証しないという条件付きで、ご契約をお引受させていただきます
3.	今回のご契約は、お断りさせていただきます

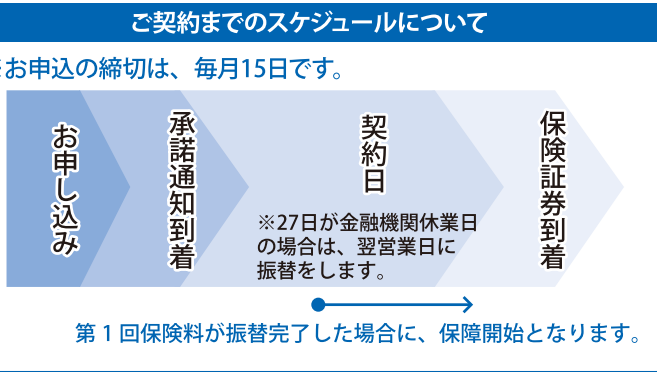
- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合には、責任開始日から2年以内であれば、当社は、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、責任開始日から2年を経過していても、お支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合は、お支払事由が発生していても、入院給付金をお支払することはできません。また、入院給付金をお支払していた場合には、その返還を請求いたします。（ただし、「入院給付金のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、入院給付金をお支払することがあります。）

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外でも、ご契約の締結状況等により、入院給付金をお支払できないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難な疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、入院給付金をお支払できないことがあります。この場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払いいただいた保険料はご返金いたしません。

3. 契約日（責任開始日）について

- お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、口座振替による第1回保険料のお払込が当社の定めた日（毎月27日）に完了した時から、当社はご契約上の責任を負います。但し、当社の定めた日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は、翌営業日に振替することとし、お払込があった保険料は、当社の定め

- た日にお払込があったものとみなします。
- 第1回保険料が口座振替できなかった場合には、ご契約は成立しなかったこととします。



4. 入院給付金をお支払できない場合について

- お支払事由非該当
被保険者が、責任開始日以前から被っていた「傷害（ケガ）」や発病して「疾病（病気）」を直接の原因として、保険期間中に医師による治療を目的として入院したとしても、お支払事由に該当しませんので、入院給付金をお支払することはできません。
※治療を伴わない人間ドック、健康診断目的の入院の場合は、医師による治療を目的とした入院ではなく、お支払事由に該当しませんので、保険期間中であっても、入院給付金をお支払することはできません。
- 免責事由該当
お支払事由に該当する場合であっても、被保険者の薬物依存、泥酔、犯罪行為、精神障害等、約款に定める免責事由に該当する場合には、入院給付金をお支払することはできません。
- 告知義務違反による解除
告知していただいた内容が事実と相違していた場合には、告知義務違反により、ご契約を解除することがあります。この場合、お支払事由が発生しても、入院給付金をお支払することはできません。
- 重大事由による解除
「入院給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき」などの重大事由で、ご契約が解除となった場合、また、ご契約の締結に際し、詐欺行為・入院給付金の不法取得目的の行為があり、ご契約が取消・無効となった場合には、お支払事由が発生しても入院給付金をお支払することはできません。
- ご契約の失効
保険料のお払込がなかったことにより、ご契約が効力を失っている場合は、お支払事由が発生しても入院給付金をお支払することはできません。
- 所定の限度日数および通算支払限度金額の超過
所定の上限支払日数や通算支払限度金額を超えて、入院給付金をお支払することはできません。
- 保険業法施行令第211条の5第4号関係
保険期間中において、この保険の収支状況が予定したものよりも著しく悪化した場合には、当社の定めるところにより、入院給付金を減額することがあります。
また、想定外的事象発生により、一時に入院給付金のお支払事由が集中して発生し、入院給付金のための財源が不足した場合には、当社の定めるところにより、入院給付金を削減してお支払することがあります。

5. 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効等について

- 保険料は、払込期月（保険料をお払込していただく月）内にお払込ください。
- 払込期月内にお払込の都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。払込期月内にお払込がなかった場合には、翌月の振替日に払込期月の過ぎた1ヶ月分と合わせて2ヶ月分の保険料の口座振替を行います。
- 翌月の振替日に2ヶ月分の振替ができなかった場合には、払込猶予期間中に払込期月の過ぎた保険料を当社指定の口座にお払込ください。
- 払込猶予期間中にお払込がないとご契約は失効します。

- （5）保険期間中において、この保険の収支状況が予定したものよりも著しく悪化した場合には、保険料を増額することがあります。

6. 保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないことおよび法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しないことについて

少額短期保険業者は、保険契約者保護機構への加入対象とされていませんので、同機構が行う資金援助等の措置は、適用されません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

7. 手続き実施基本契約の相手方となる指定ADR機関について

この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人日本少額短期保険協会です。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会にご相談いただくこともできます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期保険相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 SF 2 階
Tel 0120-82-1144
Fax 03-3297-0755
受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00
受付日／月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間除く）

8. お引受する少額短期保険会社の苦情・相談窓口について

この商品は、下記の引受少額短期保険会社がお引受する少額短期保険です。この商品に関するお手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、お客様相談窓口へご連絡ください。
（1）引受少額短期保険会社名：SSIきみどり株式会社
（2）引受少額短期保険会社本店所在地：
〒570-0028
大阪府守口市本町2-5-18 守口CIDビル7階
（3）登録番号：近畿財務局長（少額短期保険）第8号
（4）お客様相談窓口：

TEL 0120-99-8349

受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）
ホームページ／<https://www.ssi-k.com>

個人情報取扱について

お客様の個人情報、次の目的のために利用し、これらの目的以外に無断で利用することはありません。

情報収集・利用の目的

ご契約の引受・審査、入院給付金等の支払、サービスの案内・提供、ご契約の維持・管理、サービスの研究・開発、サービスの向上、その他保険に付随する業務

機微（センシティブ）情報の取扱について

保健医療などに関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外で利用いたしません。

お申込にあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください

申込書・告知書は、保険契約者・被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご契約のお申込み後であっても、傷病歴・通院事実を思い出された場合には、当社のお客様相談窓口にご連絡下さい。

10. その他重要な事項について

- （1）お申込みいただくご契約は、所得控除の対象となる税法上の特典（生命保険控除）がない保険です。

- （2）お客様からのご請求に応じて、入院給付金をお支払する必要があります。ご請求が、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等について、すみやかに当社のお客様相談窓口にご連絡ください。

- （3）お支払事由が発生する事象、ご請求手続、入院給付金をお支払する場合またはお支払できない場合については、「ご契約のしおり・約款」、ホームページにも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- （4）当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- （5）入院給付金について、被保険者がご請求できない特別の事情がある場合には、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。（詳しくは、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください）

- （6）指定代理請求人を指定した場合には、「指定代理請求人として指定されたこと」および「被保険者の代理人として入院給付金を請求できること」を、保険契約者から指定代理請求人に必ずお伝えください。
- （7）当社は、（一社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（一社）日本少額短期保険協会のホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

個人情報の取扱について

お客様の個人情報、次の目的のために利用し、これらの目的以外に無断で利用することはありません。

情報収集・利用の目的

ご契約の引受・審査、入院給付金等の支払、サービスの案内・提供、ご契約の維持・管理、サービスの研究・開発、サービスの向上、その他保険に付随する業務

機微（センシティブ）情報の取扱について

保健医療などに関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外で利用いたしません。

お申込にあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください

申込書・告知書は、保険契約者・被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご契約のお申込み後であっても、傷病歴・通院事実を思い出された場合には、当社のお客様相談窓口にご連絡下さい。